

昭和十三年勅令第三百八號中「支那事變」ヲ「大東亞戰爭」ニ
改ム

昭和十五年勅令第八百四十三號内閣官
制第十條ノ規定ニ依リ國務大臣トシテ
内閣員ニ列セシメラルル者ニ關スル件
中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ
付セラレムコトヲ請フ

昭和十八年十一月四日
内閣總理大臣東條英機

昭和十五年勅令第八百四十三號中左ノ通改正ス

第二項中「三人以内」ヲ「四人以内」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス